

# 地方独立行政法人北九州市立病院機構医療事故公表基準

## 1 目的

地方独立行政法人北九州市立病院機構は、医療事故が発生した場合、医療の安全管理を徹底するとともに、医療の透明性を高め、他の医療機関の医療安全管理にも資することが重要であることから、患者からの信頼を確保し、社会に対する説明責任を果たすため、医療事故の公表基準を定める。

## 2 医療事故等の定義

### (1) インシデント

インシデントとは、日常診療で、誤った医療行為が患者に実施される前に発見されたものや、誤った医療行為が実施されたが、結果として患者に障害などの影響を及ぼすに至らなかった、又は、有害事象は生じたが治療を要しなかったものとする。

### (2) 医療事故（アクシデント）

医療事故とは、過失の有無に関わらず、医療の全過程において発生する人身事故一切を包括しているものとする。したがって、医療事故には、過失による医療事故（医療過誤）と過失のない医療事故とがある。

## 3 医療事故等の区分

当機構の医療事故等の区分は以下のとおり。

医療事故等	患者影響度・区分		レベル
インシデント	行為には至らなかった		0
	一般的な検査を要したが影響がなかった		1
	精密検査を要したが影響がなかった		2
医療事故 (アクシデント)	処置・治療を要したが治癒	軽微な処置・治療	3の1
		濃厚な処置・治療	3の2
	障害が残った	寛解・軽度の障害	4の1
		重大な障害	4の2
	死亡		5

## 4 医療事故等の公表方法

当機構の病院長は、以下の基準に基づき公表する。

### (1) 包括公表

年度ごとに集計した医療事故等のレベル別報告件数を機構のホームページにおいて年1回公表する。

## (2) 個別公表

患者に重大な結果（死亡、重大障害残存）が発生した場合は、病院長が速やかに公表の有無を判断し、必要と判断した場合は下記の事項を公表する。

- ア 発生した事故の概要
- イ 患者・医療従事者に関する情報
- ウ その他必要となる事項

公表にあたっては、患者等関係者が特定、識別されないように個人情報の保護に十分配慮する。

## 5 公表の手続

(1) 病院長は、理事長と事前に協議すること。

(2) 患者及び家族等に対し十分な説明を行い、公表についての同意を得ること。

なお、公表することに同意が得られない場合は、患者及び家族等の意向を尊重し公表しない。

## 6 その他

この基準の運用にあたって必要な事項は、理事長が別に定める。

## 付 則

この基準は、平成31年4月1日以降の事故から適用する。